

令和8年度練馬区福祉タクシー券の利用案内

1 使える期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 お渡しするタクシー券 1か月分は3,500円です。(500円券6枚、100円券5枚)

【交付月と交付額】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
42,000円分	38,500円分	35,000円分	31,500円分	28,000円分	24,500円分
10月	11月	12月	1月	2月	3月
21,000円分	17,500円分	14,000円分	10,500円分	7,000円分	3,500円分

3 利用方法

(1) 利用できる方

福祉タクシー券の交付を受けた障害者ご本人

※ 付き添いの方が一緒に乗る場合も利用できます。

(2) 利用できる地域

東京23区・武蔵野市・三鷹市から乗った場合に利用できます。降りる場所の制限はありません。

※ タクシー事業者によっては、上記の地域以外から乗った場合でも福祉タクシー券を利用できる場合があります。利用しようとするときは、必ず事前にタクシー事業者にご確認ください。

(3) 利用できるタクシー事業者

練馬区と契約しているタクシー事業者になります。

※ 契約会社は、裏面の「令和8年度 練馬区福祉タクシー契約事業者一覧」、別紙「練馬区リフト付福祉タクシー契約事業者一覧」でご確認ください。

(4) 乗る前に、練馬区の福祉タクシー券が利用できるかどうか、運転手にご確認ください。

(5) 乗る時に、「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を提示すると運賃が1割引になります。(精神障害者保健福祉手帳による割引については、一部未実施の事業者があります。) なお、NPO団体などは割引になりませんのでご注意ください。

(6) 料金の払い方

料金を支払う際は福祉タクシー券を必要枚数切り取り、運転手に渡してください。

なお、福祉タクシー券はおつりが出ません。端数は現金等にてお支払いください。

<利用例> 乗車料金 1,450円の場合 500円券2枚+100円券4枚+現金50円

4 使用上の注意

(1) 福祉タクシー券は、他人に譲り渡すことができません。

(2) 交付を受けたご本人が乗っていない時は、福祉タクシー券を利用することはできません。

(3) 他人への譲渡やご本人以外の利用等が判明した場合は、残っているタクシー券を区にご返却いただきます。また、不正に使用されたタクシー券分の金額も返していただきますので、ご注意ください。

(4) 福祉タクシー券の再交付はできません。紛失等、取扱いには十分気をつけてください。

(5) 福祉タクシー券の交付を受けたご本人が死亡または練馬区外へ転出したときは、練馬区の福祉タクシー券は使えませんので、すみやかに区へご返却ください。

(6) 前年度分(令和7年度分)の福祉タクシー券は令和8年4月1日以降ご利用できませんので、お手元にお持ちの際はお近くの福祉事務所へご返却ください。

(問い合わせ先)

〒176地域の方	練馬総合福祉事務所	福祉事務係	電話番号	5984-4612
〒177地域の方	石神井総合福祉事務所	福祉事務係	電話番号	5393-2817
〒178地域の方	大泉総合福祉事務所	福祉事務係	電話番号	5905-5274
〒179地域の方	光が丘総合福祉事務所	福祉事務係	電話番号	5997-7060

※精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 保健予防課精神保健係 電話番号 5984-4764